

1960～70年代前半期における中学校の自治活動の展開 —弘前大学教育学部附属中学校の自治会活動を中心に—

The self-government activities in Junior high school in the 1960's and the early 1970's : Focusing on the self-government activities at Junior high school attached to the Faculty of Education, Hirosaki University

篠塚 明彦*

Akihiko SHINOZUKA*

要旨

戦後民主教育の重要な一翼を担うものとして位置づけられていた中学生・高校生の自治活動は、GHQの方針転換とそれに伴う文部省の政策の変更によって制限される方向へと向かっていった。さらに1960年代以降自治活動を取り巻く状況は一層厳しいものへとなっていた。こうした政策の影響もあり、生徒の自治活動は停滞あるいは衰退へと向かわざるを得なかった。このような状況の下に置かれた1960～70年代前半期の自治活動変化の様子や中学校における自治活動展開の具体的な様子について、弘前大学教育学部附属中学校の自治会を手掛かりとしながら整理・検討を行っていった。そこからは、衰退への道は決して直線的な下降傾向ではなく、ときには活性化しながらのものであったことが見えてきた。また、中学校における自治活動のあり方は、高校におけるそれとは少し異なる特徴を示していた。すなわち、自分たちの学校生活・日常生活と密接に結びついた自治活動の展開であったこともわかつてきただ。

キーワード：1960～70年代、文部省、中学校、自治活動、自治会誌

1. はじめに

1947年にスタートした戦後の新教育の下、民主主義を実践的に学ぶ場として、全国各地の学校に生徒自治会が置かれた。これは、学校運営への生徒参加の理念をもたらしたアメリカ、すなわちGHQの指導によるものであった。しかし、ほどなくしてGHQの方針転換、アメリカとの関係性の中での日本の変化等もあり、1950年代に入ると各地の学校から「自治会」という名称は消え、多くは「生徒会」と名称を変更していく。但し、名称が変更されながらも学校における自治活動は消えていったわけではなく、民主主義を学ぶ場としての一定の機能は保ち続けていたようである。生徒会や生徒自治について研究する宮下与兵衛は、生徒の自治活動と密接に結びつく戦後の学校運営

への生徒参加について以下のように時期区分を行っている。

第Ⅰ期：理念導入期（1945年～1950年代）

第Ⅱ期：模索期（1960年代～1970年代前半）

第Ⅲ期：衰退期（1970年代後半～1990年代前半）

第Ⅳ期：新展開期（1990年代後半～現在）¹⁾

この時期区分は、2000年代後半に行われたものであり、すなわちⅣ期の現在とはその時期を指しているものである。従って、Ⅳ期以降については更なる整理を必要とする可能性はあるが、Ⅲ期までの整理については今日でも有効性は失われてはいない。

この時期区分のなかで、学校運営への生徒参加の側面から模索期とされている第Ⅱ期は準備が整い本格的に自治活動が展開されるべき段階の時期であった。後ほど詳述するが、実際には文部省の政策のもとで自治

*弘前大学教育学部社会科教育講座

Department of Social Education, Faculty of Education, Hirosaki University

活動を取り巻く状況は厳しいものとなっていました。そして、第Ⅲ期へと向かって少しづつ衰退する傾向にあったのである。

この時期の生徒自治の様相については、先に挙げた宮下の研究のほかに藤田昌二、蔵原清人、田久保清志の研究²⁾、浦野東洋一、平田敦の研究³⁾、杉浦正和の研究⁴⁾などがあり、それらをもとに考えることができる。また、学園紛争との関係性という側面から自治活動の様相を検討するには、小林哲夫の研究⁵⁾を参考にすることができる。これらの研究により、模索期とされる60年代～70年代前半の高校における自治活動の様相は一定程度明らかくなっている。1996年の段階で、教育学者の喜多明人が「日本の教育史研究においては、全体として、生徒の学校参加の視点が弱くまとまった先行研究も少ない。しかも、わずかに散見される「生徒会史」においても戦後改革期の「生徒自治会の形成」については“空白”部分となっている。」⁶⁾との指摘をしている。今日においては、喜多の指摘からは改善がなされているといえる。しかしながら、これまでの研究で明らかにされたのは、高校における自治活動についてのことが中心であった。その理由を十分に検討することができてはいないのだが、同じ中等教育段階でありながらも、中学校における自治活動の様相を明らかにすることのできる研究はなかなか見出すことができなかつた。

そこで、本稿では弘前大学教育学部附属中学校に残されている自治会誌『根っこ』を主に手掛かりとしながら60年代～70年代前半の中学校における自治活動の展開の一端について整理をしてみたい。国立大学教育学部の附属中学校というある特殊な状況のもとでの自治活動ということで、ここでの事例をもってすぐに中学校全体へと一般化することはできない。しかしながら、附属中学校とはいえた当時の中学校における自治活動の一つの姿であることには変わりないであろう。

2. 戦後の自治活動を巡る動向

戦後学校教育における自治活動については、GHQの強い影響があった。1946年3月の『米国教育使節団報告書』(第一次)の第4章教授法と教師養成教育の「社会への参加」という項において自治活動に言及されている。直接的に「自治」や「自治会」ということばは用いられてはいないが、ここで示されている内容は事実上、自治会の活動を指していると言ってよい。自治組織を立ち上げ、民主主義の担い手を育てる

ことを求めている⁷⁾。

この米国教育使節団の報告を受けて、文部省は1946年6月に『新教育指針』を発表している。この中の「三、公民教育はいかなる方法で行はるべきか (二) 自治の修練をすること」において、生徒の自治活動について次のように述べている。

「右のごとく相当の年齢に達した生徒に対しては、級長とか組長とかを選挙させたり、当番をつとめさせたりして、協同生活の指導者、世話役としての修練をつませることができる。また、寄宿舎、図書室、農場、消費組合などを生徒に自動的に経営させることも多い。さらに遠足・見学・旅行などの計画には生徒を参加させ、校友会における各種の文化的活動や運動競技などは、生徒自らの責任をもって運営されることなどが望ましい。このように生活に結びついて自治の修練を行うことが公民教育の大切な実習である。これらの場合に、生徒の団体やその活動を指導する者は、生徒の中から選ばせ、校長や教員は助言者の地位に立つことが、生徒の自治の修練のためによい方法である。」⁸⁾

ここから、戦後の民主教育を推し進める一貫として自治活動が本格化し、全国の学校に自治会がつくられていった。なお、自治会の結成に際しては、GHQが直接指導あるいは関与して、自治会を立ち上げた神奈川や京都の事例が明らかにされている⁹⁾。

しかし、東アジアにおける共産主義勢力の伸張、冷戦構造の深化などを背景に日本の民主化についてのGHQの方針が変化し、それに伴い文部省の教育政策も大きく変化していく。いわゆる民主化に対する「逆コース」の中で、自治活動のあり方も大きく揺さぶられていくことになった。

こうした状況変化の影響が1951年の『学習指導要領一般編(試案)』に具体的にあらわれてくる。「自治会」という名称をめぐる問題である。II教育課程2. 中学校の教科と時間配当(3)特別教育活動において、自治会の名称とその権限について、「生徒自治会」というときは校長の権限から離れて独自の権限があるかのように誤解されるから、このことばをさけて生徒会と呼ぶほうがよいと思われる。この生徒会は、一般的にいうと校長から、学校をよくする事がらのうちで、生徒に任せ与えられた責任および権利の範囲内において、生徒のできる種々な事がらを処理する機関である。」¹⁰⁾としている。校長の権限強化がうたわれ生徒の活動の制限が打ち出されたのである。

さらに、1958年中学校学習指導要領改訂、1960年高等学校学習指導要領改訂において自治活動はさらに後

退を余儀なくされる方向性が打ち出されているとの指摘がある。蔵原清人は次のように述べている。

「こうした改訂は、生徒の自治を否定した1951年の学習指導要領と比べても大きな後退である。そこには、「生徒を学校活動に参加させ、りっぱな公民となるための経験を生徒に与えるためにつくられる」という生徒会の目的がかかっていたが、この改訂によってなくなってしまった。これまで「ホーム・ルームは、大きな学校生活を構成する一つの単位」という位置付けがされていたが、1958年の学習指導要領の学級活動では生徒会との関連にふれないまま、「学級としての」活動に限定した。」¹¹⁾

また、蔵原は1960年に出された文部省の通達による生徒会活動への規制が自治活動の停滞に拍車をかけたことを指摘している。1960年、日米安保条約の改定が問題になってくると、高校生もこのことに関心をよせるようになり、学校内のみならず他校の生徒とも連帯しつつ、安保反対の署名活動やデモなどに参加するものもみられるようになった。これに対して、文部省は通達を発し、生徒会活動において学校外の問題を対象とすることを強く規制し、さらには生徒会連合組織を教育上好ましくないものとして禁止した。その結果、社会問題の研究や討論会までも政治活動と同一視され禁止の対象となった。このことは生徒会活動を停滞させることになったというのである¹²⁾。

そして、1960年代後半以降の高校紛争とそれへの対応を巡る文部省の動きは自治活動に大きな影響を及ぼしたと考えられる。高校紛争の中で、東京都立竹早高校の生徒会において「生徒権宣言」が決議されたことはよく知られているところである。この宣言では自治活動の権利や生徒の学校運営への参加について、「我々は生徒会自治活動において自ら議決し執行する権利を有する。従って、教師、生徒の意見の相違が生じた場合は相互の話し合いによって解決される、又、ホームルーム活動において主体はあくまでも生徒であり、我々がその企画、運営する権利を有する。」¹³⁾と述べている。

これに類する決議は全国的に見られたものでこうした高校生たちの動きに対して、文部省は1969年10月に『高等学校における政治的教養と政治活動について』¹⁴⁾という通達を出し、政治活動に結びつく可能性があるような一切の生徒活動について禁止をした。この通達は教師たちの教科指導や生活指導のあり方にも大きな影響を及ぼすものであり、当然のごとく生徒の自治活動の展開にも大きな陰を落としたものといえる。

このように、1950年代に「逆コース」をたどりはじめた生徒自治のあり方は、1960年代には自治活動を開するまでの障壁が次々と設けられ、衰退へと向かうことを余儀なくされる状況がつくり出されていったようにも見える。

このことに関連して、1960年代前半に中学校・高校生活を送っていた作家の津島佑子（1959年中学校入学）が以下のような興味深いことを述べている。

「女子校に入学してみたら、ミッションスクールだからか、バザーだけで文化祭がないのです。がっかりして、やはり外から入学した友達と話し合って、「学校で文化祭がないってつまらないよね。運動会と展覧会はやってほしいよね」と、学校に談判して、中学二年から運動会と文化祭を実現しました。学校も案外言うことを聞いてくれるものだ、とその成功体験に味を占めて、いろいろ調べてみると、どうもよその学校には生徒会というものがあるらしいと気がつきました。

女子校なので服装検査や荷物検査が厳しかったのですが、それも生徒会の風紀委員がやるのだったらまだ納得できる。でも、学校当局が一方的にやるのは承服できない、生徒会を作らせてほしいとふたたび仲間たちと学校に談判しました。これも不思議にすんなり受け入れてもらいました。

高校一年で準備委員会をつくって、近くの都立高校に生徒会とはどんなものか勉強しに行ったりして、演説会をやって、手探りで会長選挙をやりました。高校二年からいよいよ生徒会がスタートです。面白がってやっていただけなのですが、その時はずいぶん興奮して、放送委員会や風紀委員会や何が必要か自分たちで考えて、組織を作っていました。これも私一人が跳ね上がりで学校に反抗していたのではなく、仲間がいて、生徒たちの要求をとりまとめて学校と相談する組織がほしいという思いから、みんなで動いたのです。」¹⁵⁾

これを見る限りにおいては、文部省の政策はあるものの1960年代前半にはまだ一定程度自治活動が盛んに行われていたように思われる。

それでは、1960年代～70年代前半の時代に弘前大学教育学部附属中学校ではどのように自治活動が展開されていたのだろうか。自治会誌『根っこ』の記述を手掛かりに検討を進めてみたい。

3. 附属中学校自治会と自治会誌『根っこ』

具体的な検討に入る前提として、まず弘前大学教育

学部附属中学校の概要についてみておきたい。

現在の弘前大学教育学部附属中学校は、三つの中学校を基礎に成立している。それは附属弘前中学校、附属野辺地中学校、そして附属駒越中学校の三校である。1965年にまず附属弘前中学校と附属駒越中学校的統合がなされ（この時に現在地の新校舎へ移転）、翌66年には附属野辺地中学校との統合が行われ現在の附属中学校に至っている。

現在も発刊が続けられている自治会誌『根っこ』はもともと附属弘前中学校的自治会誌として発刊されていたものを受け継いだものである。

自治会の歩みについて、創立30周年記念誌の『附中の年輪－三十年のあゆみー』に掲載された年譜¹⁶⁾によると次の通りである。

1948年4月13日に青森師範学校附属弘前中学校が創立され、同年5月には、二回の生徒集会を経て自治会結成準備委員会が設立され、自治会規約が制定されている。さらに6月のはじめには第1回の実行部長（自治会長）選挙が実施され、初代実行部長が選出されている。この年にはまだ自治会誌は発行されはない。自治会誌『根っこ』の第1号が発行されるのは、1951年3月末（1950年度）である。それ以降、毎年度末に『根っこ』は発行されている。

附属中学校的自治会執行部は、附属弘前中学校的自治会の発足当初から「実行部」という名称で呼ばれている。実行部は、実行部長（自治会長）、副実行部長、各部局の部局長（附属中学校では委員会を「部局」とし、委員長を「部局長」と呼んでいる）から構成されている。副実行部長および各部局の部局長は実行部長が指名することになっている。また、生徒総会に次ぐ審議機関として「議会」が置かれている。この議会は各ホームルームから選挙によって選出された議員によって構成されている。

さて、自治会誌の『根っこ』という名称の由来や、今まで語り伝えられている“根っこ精神”ということばについてである。『根っこ』15号（1964年度）では新校舎への移転に伴い、旧校舎への思い出とともにこれまでの附属中学校のことを振り返る特集が組まれている。その記述を総合すると、自治会誌の名称の『根っこ』や“根っこ精神”について、概ね以下のようなことがわかる¹⁷⁾。

はじめ附属中学校的校舎は現在の弘前公園にあった。これはもともと陸軍の火薬庫を転用したものである。そのために校庭と呼べるものはなく、生徒自身の手によって校庭整備が行われた。生徒たちは家から道

具を持ち寄って雑草を刈りとり、石や陸軍火薬庫時代に打ち込まれたコンクリートの杭を取り除き、さらには何本かの立木を伐り、いくつかの木の切り株を掘り起こして何とか校庭らしきものがつくられた。しかし、生徒たちの手ではどうにもならない大きな切り株が残された。木の根っこが広く深く地中に入り込んでいてどうにも掘り出すことができず残されたが、むしろ大地にしっかりと根を張っているそのたくましさからこの大きな切り株は「根っこ」と呼ばれ、附属中学校のシンボルとされたようである。また、それと同時に「根っこ」のようにしっかりとたくましくありたいという思いから、また生徒自らの手で校庭や学校を整備した粘り強い開拓者精神を受け継ぐものとして、“根っこ精神”ということば語られるようになったようである。さらに、その“根っこ精神”が附属中学校自治会の基礎にもおかれていた。このような事情を背景として自治会誌は『根っこ』と命名しているのである。

なお、附属中学校では現在もなお「生徒会」ではなく、「自治会」という名称を使い続けている。多くの学校が生徒会と改称するなかにあって、附属中学校では改称が行われず自治会を使った理由について、やはり『根っこ』15号に見出すことができた。1951年頃にその名称を巡って、変更の必要性も検討されていた。しかし、当時の前野喜代治校長のアドバイスを受け、生徒の自治活動の実情に照らし合わせて自治会の名称が使われ続けることになった。その経緯について花田要一教諭（当時）が以下のことを述べている。

「ちょうどその頃の校長は前野喜代治先生でした。先生は、教育史研究の専門家です。その先生に生徒会がいいのか、自治会がいいのかと私たちの疑問に思っていることをたずねてみました。「外国で使われている生徒の自治活動の組織に名づけられていることばを日本語に訳せば生徒自治会となる。だから自治会でいいのです。」という答えでした。そのころ他校では自治会の名称を廃して生徒会に改称したようです。本校ではこんないきさつで改めることをせず、自治会の名称を今日まで続けて用いているのです。」¹⁸⁾

次章では、『根っこ』の記事を手掛かりにしながら1960年代～1970年代前半の附属中学校における自治活動の有り様を三つの時期、すなわち1960年代前半、1960年代後半、1970年代前半に分けて整理をしてみたい。

4. 1960年代～70年代前半の自治活動

(1) 1960年代前半期

この時期には、ホームルームに基づいた自治活動が展開されていたことが見て取れるものの、明らかに自治活動全体としては退潮傾向にある。但し、自治会執行部の動きは一定程度活発に展開されており、退潮傾向に対して歯止めをかけようと必死に努力を続けていることがわかる。

なお、自治会誌におけるこの時期の特徴として、学校生活のみならず政治的問題や社会的問題についても積極的に取り上げられている。11号（1960年度）には、安保問題に関する記述が見られるほか、「“支持しない”政党アンケート」が行われその結果が報告されている。13号（1962年度）では、「“太平洋一人ぼっち”論」と題して堀江謙一の太平洋単独航についての賛成・反対の紙上討論が展開されている。また、14号（1963年度）では、天皇の青森来訪を受けて、「天皇制とわたしたち」の特集が組まれている。ここでは、天皇制や青森訪問の際の歓迎のあり方についての議論が載録されているほか、天皇制の存続についての賛否の意見表明が匿名で記載されている。これらのこととは、当時の自治会執行部が社会的問題にも目を向けつつ学校生活のあり方を考えようとしていたことがうかがえる。

以下、各年度の特徴的な記述について整理していく。

○60年度（『根っこ』11号、1961年3月発行）

「私たちの学級」というコーナーで、「HR再起宣言」、50条にも及ぶ「HR規約」の作成をおこなったクラスのことが紹介されるなど、より良いクラスをつくりろうとする活発なホームルーム活動が展開されている様子の記述がみられる（25頁）。また、議会報告において、「議会が学級の意見を集約する場になっていない」と提起され（53頁）、ホームルームを基礎とした自治活動が展開されようとしていたことをうかがい知ることができる記述が見られる。

○61年度（『根っこ』12号、1962年3月発行）

「私たちの学級」において、3年生のクラスで、生徒の意志を確実に議会へ持っていくために討議を重ねていた活発なホームルーム活動の様子に関する記述がみられる（17頁）。また、自治会への関心を高めるために「意見発表会」が開催され、「生徒間をもっと密

接に」と題しての意見発表で、より良い学校をつくるための議会運営のあり方について1年生が建設的な提起を行っている（1～2頁）。これは積極的な自治活動的一面と捉えることも可能だが、自治会への関心を高める必要が生じてきたと考えると自治活動停滞の一侧面と捉えることもできる。

○62年度（『根っこ』13号、1963年3月発行）

この年の記事からは、活発な自治活動が展開されていたことをうかがい知る直接的な記述がほとんど見えなくなっている。一方で、実行部に対して建設的でない単なる“悪口”ともとれる発言が議会でみられるようになってしまったことに対する実行部長の不満（59～61頁）や、議会議長が自治会への無関心を直接的に批判する文章（63頁）が記載されている。

○63年度（『根っこ』14号、1964年3月発行）

この年、実行部が提出した案件について、議会で大紛糾し、最終的に全面否決されるという事態が生じた。これを受けて実行部が総辞職するか、議会を解散するかという状況になり結局は議会の解散ということになっている（72～73頁）。このことは、民主的なルールに則った自治活動のあらわれととることもできるのだが、前年度の記述に見られる実行部への「悪口」の延長上のものであるならば、自治活動の危機と言わざるを得ないだろう。

さらに、クラスの様子についてもリーダー任せのホームルーム活動を嘆く記述が見られる（66頁）。

また、自治会長が「附中自治会というものはまだ幼稚なものにすぎない」と自治会への無関心を批判し（74～75頁）、議会議長が「議論をしても水掛け論が多く、建設的な意見が極めて少なく、妥協性にも欠けているし、意見にもあまり熱がこもっていない、つまり活気が足りない、という面が多分にあると思われる。」と自治活動の停滞状況を憂えている（77頁）。

○64年度（『根っこ』15号、1965年3月発行）

巻頭言で、これまで続けられてきた秋田大学附属中学校との交歓会への参加者減少に伴い、自治会実行部においてその見直しが検討されていることが記述されている（1頁）。

そして、教師側からの異例の激励ともとれる「根っこ精神を考えよう」という文章が掲載されている。そこでは「且つて私たちの先輩は、自治会沈滞の象徴となつた根っここの残がいを、3年間の戦いの後に克服

し、すばらしい精神を獲得しました。今、私達は自治会を危機におとしいれようとする、砂漠的心情にむしばまれているようです。この時に於いて、いかに考え、いかに行動するのが根っこ精神なのでしょう。」と語られている（51頁）。

卒業していく前実行部長が、「今危機に立つ附中生」とし、校舎の新築移転に伴い、「根っこ精神を守り伝えて新しい環境に新しい伝統を築いてもらいたい」と後輩たち呼びかけている（113頁）。

（2）1960年代後半期

三つの中学校の統合の完成、新校舎への移転ということの影響で学校自体が大きく変化していた時期である。そのことが自治活動に何らかの影響を及ぼしたことは容易に想像できる。

この時期には、自分たちの与り知らないところでの決定事項、教師からの一方的な介入などについて積極的に異議申し立てを行う姿が目についている。ことに自分たちの学校生活と直接的に関わりのある問題に関連して自治活動の活性化がみられた時期といえるだろう。また、実行部長選挙を巡って大きく動いていた時期ともいえる。従って、自治活動の退潮傾向には一定の歯止めがかかったようにも思えるが、相変わらず自治会活動の不活発さを指摘する声が続いている。全体としては、退潮傾向の流れのなかにあるものとは思える。

なお、この時期は大学紛争、その影響を受けた高校紛争が展開された時期ではあるが、『根っこ』の記述からはそのことの直接的影響は感じ取れない。わずかに20周年記念で寄稿した大学生のOBがそのことに触れているのみである。ただし、学校への異議申し立ての動きの背景として学園紛争の“空気”が漂っていたのか否かは判断することができなかった。基本的には社会の問題と関わってというよりも、自分たちの直面する生活課題に軸足をおいた自治活動が展開されていたといえる。

○65年度（『根っこ』16号、1966年3月発行）

卷頭で「これでいいのか附中生」という提起を2年生の生徒が行っている。その中で、「最近、いや去年の春ごろから自治会は不活発だと盛んにいわれてきました」と現状を嘆いている記述がある（2～5頁）。

この年は、新しい校舎への移転をしており、校舎の様々な場所についての紹介がある。自治会室については「治外法権」と紹介され、「毎日のように何々会議

とか規約改正委員会が開かれている」とあり、また鍵の管理を実行部の生徒が行い「先生方だって勝手にあけられない部屋である」と記されている（13頁）。

8名の生徒と4名の教師による座談会「この一年を振り返って」では、教師を前にしつつも、「衛生部なんか先生の押しつけでさあ。その面では、衛生部がせっかく一生懸命やろうと思っているのに氣の毒だと思うし。なんと申しましょうか。何かこう、時代に合わせず、グッと封建的な先生もあってこまるんです。」という教師の介入に対する不満を表明する生徒（2年生）の発言が載せられている（30～31頁）。

○66年度（『根っこ』17号、1967年3月発行）

この年は、数年ぶりに校長が巻頭言を書いている。それに続いて、2年生の生徒が応援部の設置とその運営にあり方について疑義を提起している。「応援部の設置の件については、議会で審議されたこともなく、生徒総会の議題になったこともない。いつのまにか応援部ができて、私たちは応援の練習をしている。…中体連などが近づくと、先生の方から残って練習することを決めるといったありさまである。これでは附中の自治はどこにあるのかわからない。」と教師の介入による自治の危機について訴えている（2頁）。

女子の制服にバッジをつけるようにとの学校側からの指示に対して、決定を保留してもらい生徒間で徹底討論を行ったことが記録されている。結果としては、学校側の指示に従うのだがその経緯については以下のように述べられている。「たとえば、今年度中に自治会の大きな問題となったものに、一学期のバッジ問題、二学期のJRC加盟問題がある。これだって、バッジを付けたほうがいいか付けないほうがいいか、JRCに加盟するかしないかを簡単に決めようとすれば多数決ですぐに決まるはずである。それをホームルームの会議はもちろん、何回も生徒総会や放送を使って集会を開いたのは、できるだけ多くの人が十分に問題を知って納得したうえでの方向を決めたかったからである。」（9頁）

なお、JRC問題は徹底討論の末に生徒総会で加盟が否決されている（9～11頁）。

この年の自治活動に関連することが30周年誌に掲載された卒業生の回想にもみられる。

「生活の中身も随分前と違って感じられた。どうも先生方からの「お達し」が多くなり、いろいろ厳しくなったように思われたのだ。生徒数が急に増え、環境も変わったのだから先生方だと今までのようになん

びりとはやっておられなかつたのだろうーと今は思うが、あの時は「上からのお達し」というと、我々はいちいち目くじらをたてた。クラス内に小グループを作つてグループ学習をする、という「お達し」が出た。何故か皆いやがつて、連日学級会を開いた。実験的にやってみるだけだ、と言わると「我々はモルモットじゃない」なんて言い出す者もいた。¹⁹⁾

ここからは、学校の変化に伴つて教師側からの規制が厳しくなりつつあり、それに対して、クラス討議等を経て異議申し立てを行おうとしていたことがうかがえる。

○67年度（『根っこ』18号、1968年3月発行）

前年度に疑義が提起された応援団について、自治会の組織に組み込み生徒主導のものとするためにホームルーム代表による討論会が開かれ、それをうけて議会で審議がなされている。最終的には、全校投票によつて、応援団は自治会組織に組み込まれた（7頁）。

この年度には、受験を理由に“引退”することが慣例となつてゐた3年生が後期の実行部長に立候補し当選している。後期に3年生が立候補したこともあり、激しい選挙戦が展開され、全校的にも非常に関心が高かつたことが記されている（15～21頁）。さらには、「選挙戦参謀敗北の記」という3年生による13ページにも及ぶ長文の作文も掲載されている（22～34頁）。これらは、いかに選挙が大きなできごととして記憶されているのかということのあらわれだろう。

活動の振り返りのなかで、前期実行部長が「会員の協力を謝す」と題し、「会員の皆さんには、今期たいへん協力してくれたと思う。これは「自治会を作つていいくのは自分だ」ということの自覚のあらわれであり、また個人々々が自覚してきたからだと思う。」と述べている（73頁）。その一方で、後期の副実行部長が「附中自治の再考を」と題し、日常的な生活や自治意識に波があることについて苦言を呈している（74頁）。これは、一見活発になったように見える自治活動が、依然ある種の危うさを抱えたままでいることを示しているものである。

○68年度（『根っこ』19号、1969年3月発行）

この年は、20周年の周年行事が行われており、自治会誌も「20周年記念号」と位置づけられ、元実行部長であるOBからの寄稿に多くの誌面が費やされている（4～32頁）。

前期には、生徒総会やHR連絡協議会などの開催回

数を増やし活性化をはかっているほか、中断していた秋田大学附属中学校との交歓会再開に向けて活発に動いている（72頁）。また、後期の実行部長が、「自治会の向上は、目に見える問題ではないが会員ひとりひとりが自治会諸問題について、真剣に考えるようになったと思う。」と全体的な自治活動への関心の高まりを振り返っている（73頁）。

○69年度（『根っこ』20号、1970年3月発行）

この年、附属中学校自治会史上初めて1年生が実行部長に当選している。しかし、議会で不信任案が出され、最終的には実行部長辞職という事態に至つてゐる。実行部長の不信任を巡つて連日議会で討議がなされ、多くの生徒（最大150人）が議会を傍聴し行方を見守るなど自治会運営のあり方に大いに関心が高まつていた（6～9頁）。

なお、前年度からの努力が稔り、秋田大学附属中学校との交歓会再開にこぎつけている（11頁）。

1年生の実行部長当選については、下級生の積極性ともとれるが中心となるべき2年生の無関心・ふがいなさの現れとの見方や（92頁）、1年生実行部長を辞職に追い込んだ事態について議長が「不信任案が出たということは、私たちにとっては大問題です。しかし、それが出る前になんとかできなかつたでしょうか。実行部や議会を充実させ、向上させる努力をしなければいけませんでした。」と自治会の現状への苦言を呈している（93頁）。

（3）1970年代前半期

この時期は明らかに、自治活動の活性化がみられてゐる時期といえる。それまで多くみられた自治活動の不活発さを指摘するような記述は、相変わらず無くなつてはいないものの少なくなつてゐる。ただし、自治活動は活性化してはいるものの、記録を見る限りにおいては「制服自由化問題」という大きな問題について、結局のところ自然消滅的にフェードアウトしている。後述のような『根っこ』編集委員の指摘通り自治活動における大きな危機ともいえる。それにも関わらず、自治会としてしっかりと対応の動きをすることができないところにこの時期の自治活動活性化の限界を見て取ることができる。

○70年度（『根っこ』21号、1971年3月発行）

巻頭で、後期実行部長が「週番の問題点」として、週番が形式化し、単なる“見回り役”となつてゐると

の批判について、その現状と打開策について論じている（2～3頁）。

前期の実行部長が自身の任期を振り返る中で、「附中自治会の再考」について触れている（76頁）。同じく前期の議長は、規約改正に取り組む中で自治会への一定の関心の高まりがあったことに触れた一方で、「このような状態では附中の「自治」もそろそろ落ち目ではないだろうか。もう一度会員は、自治というものを真剣に考えるべきである。」と関心が持続しないことを嘆いている（80頁）。

○71年度（『根っこ』22号、1972年3月発行）

1年間の記録に統いて、2年生の生徒が「諸問題解決への道—今年度自治会の問題点を考える」との提言を書いている。この中で、制服や制帽をめぐる問題や日常生活についての諸問題に関して、「学校・校外生活に関する内規」が議論され策定されたことがわかる。残念ながらこの内規について全文は掲載されていない。わずかに三つの条文と断片的な内容が提言のなかに記されているのみである。以下はその三つの条文である。

第4条 校舎内では男子のホックをかけることを強制しない。

第5条 一般授業以外は学校に制服で来なくてもよい。また、学校以外の通学時は定められた服装でなくてもよい。

第9条 市外からの通学者で部活動で遅くなった者は校内で食事をしててもよい。ただし、退校時間を探すこと。

内規について、提言の中では次のように述べられている。「この内規は今までの規則より緩和されているし、これは私たちもみんな認めたものだから、最低限度らなくてはならない基準だ。私たちでつくったこの内規を大切にした生活を送ろうではないか。規則はある以上守らなければならない。どうしても守れないのならみんなで協力して改めていこう。」（4～11頁）

この内規は、生徒たちの討議を経て生徒自身によって策定されたものである。制服のような一般に校則に関わると思われる部分について、生徒自身の手によってルールが作り出されているわけである。なお、この内規について、教員側からの介入や制限に関する記録は見出すことができず、こうした動きについて教師たちも生徒の自治活動の一部として認めていたものと思われる。

○72年度（『根っこ』23号、1973年3月発行）

この年には、1学期に「制服自由化問題」が生じたことが詳しく記載されている（9～31頁）。前年にあった制服・制帽をめぐる問題の延長上なものであり、PTAの理解を得る努力もしながら、実行部で取り上げ、議論を重ねたうえで全校生徒にその賛否を聞くという形で事態が推移していたことが読み取れる。

生徒のなかでは賛否が分かれており、実行部も強引に制服自由化を推し進めていたわけではなかった。そのため全校集会・議会などを通じて丁寧な議論が繰り返されている。こうした議論を経て、一定の実験期間を設けたうえで最終的に全校投票を行うことに決した。なお、この段階までに教師による規制はなく、推移を見守りつつ生徒側の結論を受けて教官会議で最終判断するという状況であったことが断片的な記述から推測される。

しかし、実験期間直前の朝会において実行部長が制服の自由化について、今後の見通しを説明したところ、「校長が突然壇上に上がって、生徒はこの問題を討議すべきではないと怒った。」（15頁）ということであった。結局、この校長の一言で事態は一変し、実験は行われず問題はうやむやとなっていたことがうかがえる。

この問題について、『根っこ』編集委員の生徒が事実関係を記した記録のあとに次のとてを残している。「記録に残っているだけを収録したので、少し乱雑になったが、この論争の流れから、眞の民主々義とは何か、それを実現するためには、いかに当事者は、終始眞剣に対処しなければならないかを私共は学んだ。しかし、根っこ局としては「自治会発展史」が後退したような気がしてならない。」（20頁）

誌面では、この制服自由化問題に統いて11月に行われた意見発表会“自治精神について”で述べられた意見が掲載されている。ここでは「“自治”とは何か」という問い合わせが多くなされている（21～31頁）。

○73年度（『根っこ』24号、1974年3月発行）

この年には、新しい委員会の立ち上げと、社会状況の変化を踏まえて実態と合わなくなった既存の委員会の廃止について活発な議論がなされていたことがうかがえる。そして、新しく「交通安全委員会」が誕生している。同様の委員会は自治会の組織とは別に作られていたが、従来の組織が教師のいわれるままに動く組織であったために、新たに自分たちの問題として登下校の安全を考える委員会として立ち上げられている。

当然、新委員会の立ち上げには議会、生徒総会での丁寧な議論が行われている（6～8頁）。

なお、既存の委員会の廃止については議論の結果見送られている（9～11頁）。

この年の議会での議論を振り返り議長が次のように述べている。「しかし、いつもと違うところは議員の実行部への攻撃の内容がより高度に成長しつつあったということではなかろうか。今までの場合だと実行部の責任追及にのみに止まつた攻撃が、実行部と一体となって問題にとりくもう、対処していくこうとするきしがみえてきたこともその一つである。」（15頁）

前年度に引き続き活発な自治活動が展開されていたことがうかがえる。

○74年度（『根っこ』25号、1975年3月発行）

前期・後期併せて三つの規約について、議会での審議を重ね改正が行われている。総務部、涉外部の仕事の明確化に関するものと議会における開催要件と議決についての改正であった。議会に関する議題は、原案についての修正意見が出され修正のうえ可決となっている（6～11頁）。

前期の議長は「今期の議会は平穏な時期から発展の時期へと移る途中だったといえよう。」と述べたうえで、議会議員の著しい出席率向上と、学級提案について規約・規則改正に関わる重要な多くの多く活発に議論が展開されたことを高く評価している（15頁）。また、後期の議長は「54期の議会は、充実していたと言っても過言ではないだろう。」と総括している（16頁）。議会を中心に活発な意見交換がなされ、自治活動が展開されていたことがうかがえる。

5. 終わりに

今回、弘前大学教育学部附属中学校に残されていた自治会誌を手掛かりに、1960年代～70年代前半における中学校自治活動の一端を整理することを試みてみた。はじめにも述べたが、これは弘前大学教育学部附属中学校での事例であり、中学校全体に一般化することはできない。それでもここで見えてきたこととしては次のようなことがある。

まず、1960年代以降の自治活動停滞期、衰退期といわれた時期の停滞や衰退のあり方である。全体としてこの時期の自治活動は停滞あるいは衰退に向かっていたと位置づけることができるようだ。しかし、その衰退のあり方は直線的なものではなかった。時として活

発な時期もありつつ、ある程度長いスパンでみたときには衰退傾向にあると判断せざるを得ないことが見えてきた。附属中学校の場合、1960年代の後半には、自分たちの与り知らないところでの決定事項、教師からの一方的な介入などについて積極的に異議申し立てを、自治会の活動を通して展開している。また、1970年代前半には、制服をめぐる問題を中心しながら活発な自治活動が行われていた。1960年代から1970年代前半の自治活動は、活発と不活発を繰り返しつつ徐々に衰退へと向かっていったである。

次に、高校生の自治活動とは異なった中学生独自の自治活動のあり方が見えてきた。高校生の自治活動の場合には、大学生の自治活動の影響などもあり、しばしば政治問題や社会問題とも関連しながら自治活動が盛んに展開されるようなことがみられた。1960年代～1970年代前半という時期は日本の高度経済成長期とも重なる。高度経済成長は日本の産業構造や社会にも大きな影響を及ぼした。教育史研究者の山本正身は、「当然のごとく産業構造の変化は、それに見合う労働力の確保を必要とすることになり、そうした労働力需要に応ずる人材の選別と配分のための機能が学校教育に求められることになる。高度経済成長下における教育政策動向の特徴の一つは、まさにそれが経済や産業の発展への適応能力をもった質の高い労働力の確保という観点から推し進められた」²⁰⁾と指摘している。高校紛争期の自治活動にはこうした社会の変化や教育のあり方の変化に対する異議申し立てとも結びついて展開された部分もある。しかし、中学生の自治活動の場合には政治問題や社会問題と結びつきながら自治活動が盛んに展開されたようには見えない。より自分たちの身近な、例えば制服問題のような直接的な学校生活と結びついた中での自治活動の展開といえる。もちろん安保闘争や学園紛争などの時期に社会全体の変革を求める空気が醸成され、そのことが間接的に中学生の自治活動に影響を及ぼしたことでも十分に考えられるのだが、少なくとも現時点では直接的な影響を見出すことはできなかったのである。

今回は、自治会誌といふいわば生徒側からの記録のみに基づいて、自治活動のあり様を整理している。従って、一方的な見方や一面的な見方に基づいた分析となっている可能性は否めない。弘前大学教育学部附属中学校では、30周年誌を最後に周年誌はつくられておらず十分な手掛かりとすることが出来ない。また、古い学校日誌が存在してはいるのだが、残念ながら未整理のままであり、現状では資料として活用すること

が極めて困難な状態にある。今後、学校日誌等の学校側資料の整理、さらには当時附属中学校に在職していた教員からの聞き取りなどを進めることができれば、今回整理した時期の自治活動について学校側からの視点を補ってより詳細な再検討を行うことが可能であると考えている。

【註】

- 1) 宮下与兵衛『高校生の生徒参加と共同による主権者教育－生徒会活動・部活動・地域活動でシティズンシップを』(かもがわ出版) 2016年、45-53頁
- 2) 喜多明人・坪井由実・林量倅・増山均編『子どもの参加の権利－〈市民としての子ども〉と権利条約』(三省堂、1996年) 所収の各論文
- 3) 日高教・高校教育研究会、森田俊夫・小島昌夫・浦野東洋一編『高校生の自主活動と学校参加』(旬報社、1998年) 所収の各論文
- 4) 杉浦正和「日本の生徒会の「自治」と学校参加－社会参加・協働の意識と能力を育てるカリキュラム・生徒活動の研究Ⅱ－」学校法人芝浦工業大学『高校・中学教育研究報告書』(2011年度版)』
- 5) 高校紛争1969-1970』(中央公論新社) 2012年
- 6) 喜多明人「戦後日本における生徒自治会の形成と意義－神奈川県の学校史を中心に」喜多明人・坪井由実・林量倅・増山均編『子どもの参加の権利－〈市民としての子ども〉と権利条約』(三省堂) 1996年所収、145頁
- 7) 日本現代教育基本文献叢書 戦後教育改革構想Ⅰ期・1『米国教育使節団報告書 第一次・第二次』(日本図書センター) 33-34頁
- 8) 日本現代教育基本文献叢書 戦後教育改革構想Ⅰ期・2『新教育指針』(日本図書センター) 70頁
- 9) 喜多明人 前掲論文、富岡勝「生徒会の発足」小山静子・菅井鳳展・山口和宏編『戦後公教育の成立－京都における中等教育』(世誠書房) 2005年、233-235頁
- 10) 文部省『学習指導要領一般編(試案)』(明治図書出版) 1961年、36頁
- 11) 蔵原清人「教育課程史からみた生徒参加」喜多明人・坪井由実・林量倅・増山均編『子どもの参加の権利－〈市民としての子ども〉と権利条約－』(三省堂) 1996年所収、182頁
- 12) 同上、183-184頁
- 13) 東京都立竹早高等学校百周年記念誌編集委員会『たゞさえて友と写真で綴る「竹早の百年」』2000年、73頁
- 14) 藤田昌士編『日本の教育課題4 生徒の指導と懲戒・体罰』(東京法令出版) 1996年採録、314-321頁
- 15) 岩波書店編集部編『私の「戦後民主主義」』(岩波書店) 2016年、123-124頁
- 16) 創立30周年記念誌編集委員会『附中の年輪－三十年のあゆみ－』1977年10月発行、78-79頁
- 17) 『根っこ』15号 (1965年3月発行)、45-51頁
- 18) 同上、43-44頁
- 19) 『附中の年輪－三十年のあゆみ－』、68頁
- 20) 山本正身『日本教育史－教育の「今」を歴史から考える－』(慶應義塾大学出版会) 2014年、376頁

(2019. 1.15受理)